

# 八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業

## 優先交渉権者選定基準

令和 7 年 7 月

八尾市

## 【目 次】

1. 本書の位置づけ	-1-
2. 優先交渉権者選定の概要	-1-
2.1. 審査方法	-1-
2.2. 優先交渉権者選定の体制	-1-
3. 優先交渉権者選定方法	-1-
3.1. 選定方法の流れ	-1-
3.2. 第一次審査	-3-
3.2.1. 資格審査	-3-
3.2.2. 実績審査	-3-
3.3. 第二次審査	-3-
3.3.1. 提案価格の確認	-3-
3.3.2. 基礎審査	-3-
3.3.3. 加点審査	-4-
3.3.4. 価格点	-6-
3.3.5. 全体評価	-7-
3.3.6. 優先交渉権者の選定	-7-

## 1. 本書の位置づけ

八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）は、八尾市（以下「市」という。）が、八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、最も優れた提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものであり、応募者へ公表する「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものとする。

## 2. 優先交渉権者選定の概要

### 2.1. 審査方法

優先交渉権者の選定については、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、応募者の提案を広く取り入れる観点から、募集要項及び「八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に基づき、本事業に係る対価及び提案内容等を審査し、評価を行う。

### 2.2. 優先交渉権者選定の体制

#### （1）選定委員の会

審査にあたっては、八尾市立用和小学校外 10 校給食調理場空調整備事業者選定委員の会（以下「選定委員の会」という。）において、応募者より提出された本事業に関する事業計画の内容を記載した提案書及びその他関連書類等（以下「提案書等」という）の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、この選定委員の会の審査内容は原則非公開とする。

#### （2）事務局

優先交渉権者選定に係る事務局は、八尾市教育委員会事務局 学務給食課 とする。

## 3. 優先交渉権者選定方法

### 3.1. 選定方法の流れ

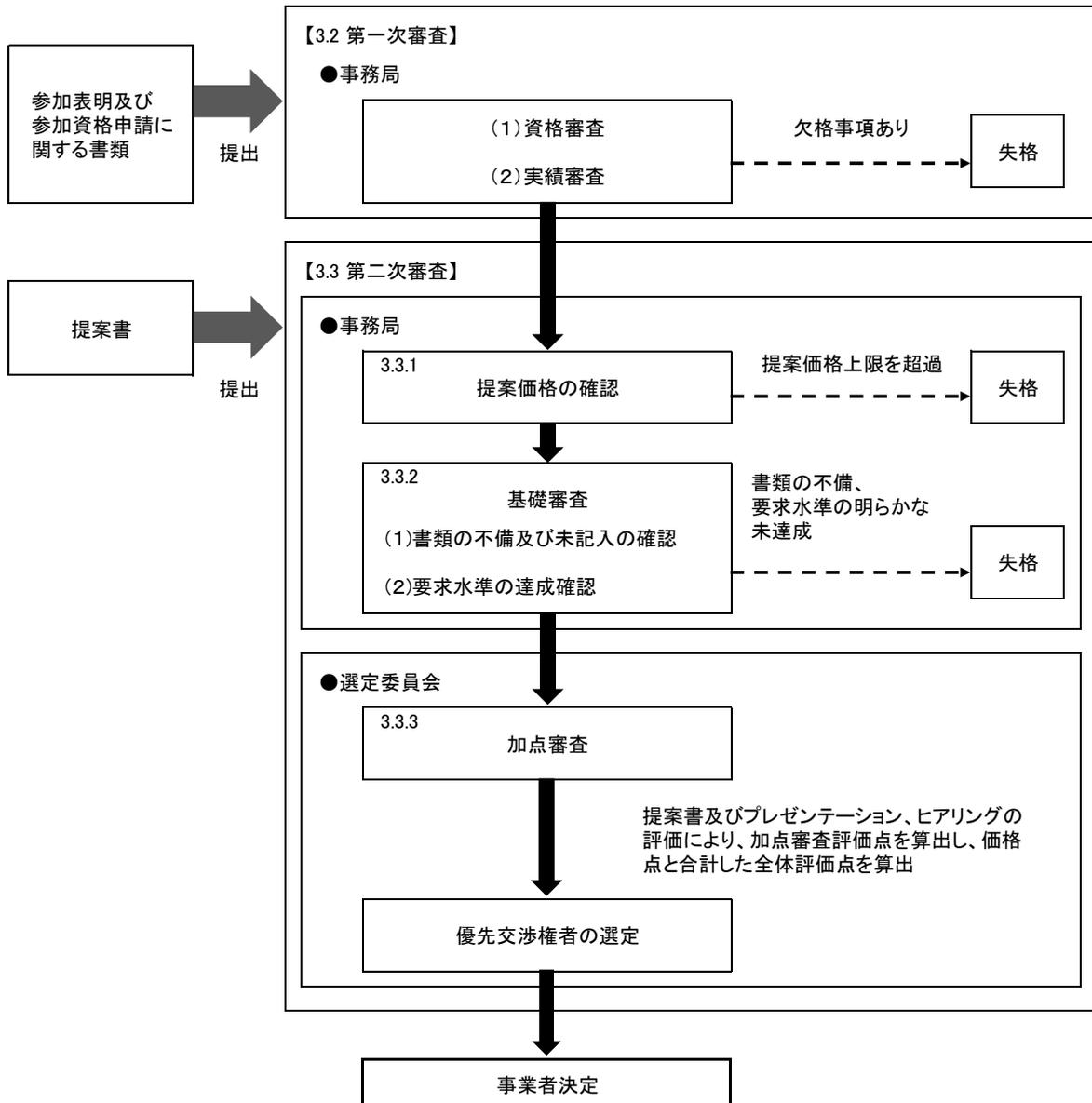
優先交渉権者の選定は、二段階の審査により実施する。【図 1 審査の流れ】を参照。

第一次審査として参加資格や実績といった事業の遂行能力を確認する審査を行い、第二次審査として提案価格の確認、要求水準の達成確認審査（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）を行う。

なお、提出された書類に疑義がある場合は、代表業者に内容の確認及び追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。また、確認の結果及び個別ヒアリングにおける回答内容等については、提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取扱う。

また、第一次審査の具体的な内容について、これを第二次審査に持ち越さないものとする。

【図1 審査の流れ】



### 3.2. 第一次審査

提出された参加表明書等をもとに、事務局にて、資格審査と実績審査を実施する。

資格確認書類の提出締切日後、応募者が募集要項「第3 応募に関する条件等」に掲げる応募資格を満たさないと判明した場合は失格（提案参加資格がない）とする。失格か否かに関わらず、令和7年9月24日（水）までに第1次審査の結果を通知する。

#### （1）資格審査

提出された参加資格確認申請書類に基づき、募集要項「第3 応募に関する条件等」に定める参加資格要件を満たしているか審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

#### （2）実績審査

提出された参加資格確認申請書類に基づき、募集要項「第3 応募に関する条件等」に定める構成員の実績の要件について審査を行う。実績の要件を満たしていない場合は失格とする。

### 3.3. 第二次審査

提出された提案書をもとに、事務局にて、提案価格の確認、要求水準の達成確認審査（基礎審査）を実施し、選定委員の会にて、提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの評価により、要求水準以上の提案審査（加点審査）を実施する。

加点審査にあたり、応募者によるプレゼンテーション、選定委員の会による応募者へのヒアリングを開催する。

#### 3.3.1. 提案価格の確認

事務局は、提出された価格提案書に記載した価格について、市が設定した提案上限額を超えていないことを確認する。提案価格が提案上限額を超えている場合は、失格とする。

#### 3.3.2. 基礎審査

##### （1）書類の不備及び未記入の確認

事務局は、提出された提案書類を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案書等に不備や未記入の書類がある場合は、失格とする。

## (2) 要求水準の達成確認

事務局は、提案内容が要求水準を満たしていることを確認する。提案書には、要求水準を満たすための対策等について、具体的な記載が必要となり、要求水準を満たす内容であることが確認できた場合、要求水準を達成していると判断する。

### 3.3.3. 加点審査

#### (1) 加点審査評価点の配点

選定委員の会は、提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングを評価し、採点する。

加点審査評価点は170点満点とし、【表1 評価項目及び配点等】に示す評価項目ごとの配点により、得点化する。

【表1 評価項目及び配点等】

枝番	評価項目	配点
①本事業の実施に関する項目		計 25 点
1	事業実施における体制及びリスクへの対応	10 点
2	事業実施における地域貢献	15 点
②空調設備の整備に関する項目		計 140 点
1	スケジュール及び設計・施工の実施体制の妥当性	85 点
2	空調設備の特徴	35 点
3	安全確保及び衛生面・学校現場・周辺地域への配慮	20 点
③空調設備の維持管理に関する項目		計 5 点
1	効率的で有効な維持管理のあり方についての提案	5 点
合計		170 点

#### (2) 評価項目及び配点基準の詳細

別紙1のとおりとする。

#### (3) 加点審査評価点の算出方法

得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を5段階で評価し、得点を付与する。採点の際は、審査着目点別に得点を求め、その合計点で算出する。各審査員で採点したものの平均点を小数点第3位で四捨五入し、小数点第2位までを求めたものをもって加点審査評価点とする。

【表 2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	得点化の方法
A	《優》	配点×1.0
B		配点×0.8
C		配点×0.6
D		配点×0.4
E	《可》	配点×0.2



### 3.3.4. 価格点

提案価格を対象として、下記基準に基づいて価格点を付与する。

【表 3 価格点の得点基準】

価格(税込)		得点
290,000,000 円以上	290,833,000 円以下	1 点
289,000,000 円以上	290,000,000 円未満	2 点
288,000,000 円以上	289,000,000 円未満	3 点
287,000,000 円以上	288,000,000 円未満	4 点
286,000,000 円以上	287,000,000 円未満	5 点
285,000,000 円以上	286,000,000 円未満	6 点
284,000,000 円以上	285,000,000 円未満	7 点
283,000,000 円以上	284,000,000 円未満	8 点
282,000,000 円以上	283,000,000 円未満	9 点
281,000,000 円以上	282,000,000 円未満	10 点
280,000,000 円以上	281,000,000 円未満	11 点
279,000,000 円以上	280,000,000 円未満	12 点
278,000,000 円以上	279,000,000 円未満	13 点
277,000,000 円以上	278,000,000 円未満	14 点
276,000,000 円以上	277,000,000 円未満	15 点
275,000,000 円以上	276,000,000 円未満	16 点
274,000,000 円以上	275,000,000 円未満	17 点
273,000,000 円以上	274,000,000 円未満	18 点
272,000,000 円以上	273,000,000 円未満	19 点
271,000,000 円以上	272,000,000 円未満	20 点
270,000,000 円以上	271,000,000 円未満	21 点
269,000,000 円以上	270,000,000 円未満	22 点
268,000,000 円以上	269,000,000 円未満	23 点
267,000,000 円以上	268,000,000 円未満	24 点
266,000,000 円以上	267,000,000 円未満	25 点
265,000,000 円以上	266,000,000 円未満	26 点
264,000,000 円以上	265,000,000 円未満	27 点
263,000,000 円以上	264,000,000 円未満	28 点
262,000,000 円以上	263,000,000 円未満	29 点
	262,000,000 円未満	30 点

### 3.3.5. 全体評価

加点審査評価点（170 点満点）と価格点（30 点満点）を合計し、全体評価点（200 点満点）とする。

### 3.3.6. 優先交渉権者の選定

審査の結果、全体評価点で最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。最高得点と同点であった場合は、提案価格の低いものを選定する。なお、最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額の場合は、「3.3.3. 加点審査」に定める「空調設備の整備に関する項目」の点数（以下、「空調整備評価点」という。）が高いものを選定する。最高得点の提案が複数あり、かつ、提案価格が同額で、空調整備評価点と同点の場合は、くじ引きで選定する。

応募者が1社であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、本事業を実施する事業者として適切と判断された場合において、当該提案を優先交渉権者として選定する。ただし、全体評価点が120点未満の提案は不採用とする。